

## 【参考】関係法令

### 1 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）【抜粋】

（免許をすべき者の決定）

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

2 海面利用制度等に関するガイドライン（令和 2 年 6 月 30 日付け 2 水管第 499 号水産庁長官通知）【抜粋】

## 第 4 漁業権

### 1 漁業の免許

法第 73 条第 2 項第 1 号の場合は、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙 2）を添付するので、これにより運用されたい。

法第 73 条第 2 項第 1 号以外の場合は、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して免許をするものとされている（法第 73 条第 2 項第 2 号）。

「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、新たに設定された個別漁業権について複数の免許の申請があった場合に判断することとなる。この場合においては、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然に考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができるようにしておくことが望ましい。

（以下、略）

3 海区漁場計画の作成等について（令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号水産庁長官通知）【抜粋】

### 4. 免許をすべき者の決定

(1) 法第 73 条第 2 項第 1 号

(略)

## (2) 法第 73 条第 2 項第 2 号

### 1) 基本

同一の個別漁業権について免許の申請が複数あるときについて、当該漁業権が新規の漁業権である場合や、類似漁業権について満了漁業権を有する者からの申請が無かった場合には、法第 73 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、地域水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許をすることとなる。

### 2) 判断基準

この判断基準については、行政手続法第 5 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ審査基準を定め、公表することとされたい。

この審査基準は、各地域の水産業の実情を踏まえて作成されるべきであり、同じ都道府県内でも、地域によって審査基準が異なることもあり得る。地域の水産業の将来を見据え、実効性のある審査基準とするよう検討し、委員会にもあらかじめ示すこととされたい。

なお、この審査は都道府県知事が行うものであることから、既存の漁業権者の同意の有無等をもって判断するものとはならないように留意して審査基準を作成されたい。地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を判断するための審査基準であるとの前提に立ち、複数の審査項目を設け総合的に判断するものとなるよう努められたい。

### 3) 審査方法

漁業法施行規則第 25 条において、免許の申請には、事業計画書を添付しなければならないものとされている。

都道府県知事は、地域水産業の発展に寄与することの審査のため、免許の申請をしようとする者が添付する事業計画書に、法第 73 条第 2 項第 2 号に例示するように、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保など新たな漁業権を有することとなった場合の計画を記載させることなどが考えられる。どのような書類を提出させるのかも含め、あらかじめ審査基準において明らかにすることとされたい。

なお、類似漁業権について満了漁業権を有する者が申請する場合には、基本的には申請が複数あっても法第 73 条第 1 項第 1 号の場合に該当することとなるため、必ずしも法第 73 条第 2 項第 2 号に例示するような内容を記載させる必要はない。ただし、仮に免許の申請が複数あるときであって、当該満了漁業権を有する者が海面利用ガイドライン別紙 2 のチェックシートにより適切かつ有効ではないと判断された者である場合には、同項第 2 号の審査を行うこととなる。この場合には、その申請者に対して地域水産業の発展に寄与することの審査に必要な書類の提出を求め審査することとされたい。

提出書類のみによる審査が困難であった場合には、必要に応じて、申請者へのヒアリングなどを併用しながら審査を行うことが適当である。

また、都道府県知事は、委員会にこれらの審査結果を説明することとされたい。十分な審査の期間を確保するため、免許の手続は時間的な余裕をもって進めることとされたい。